

本日の会議に付した事件

令和元年第3回山元町議会定例会（第1日目）

令和元年8月30日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 5 報告第12号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 6 議案第45号 山元町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例
- 日程第 7 議案第46号 山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
- 日程第 8 議案第61号 平成30年度 東基復工3号 山元東部地区非農用地造成その3工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第62号 平成30年度（債務） 漁機2号 東波除堤工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第63号 令和元年度 社総交（復興）請3号 頭無西牛橋線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第64号 令和元年度 社総交（防安）請1号 山下浅生原線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第65号 令和元年度 山元町埋蔵文化財収蔵庫建設工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第66号 令和元年度 復興交付金事業 旧中浜小学校メモリアル広場整備工事請負契約の締結について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、令和元年第3回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、3番竹内和彦君、4番岩佐孝子君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題といたします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。会期日程案、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読します。

8月30日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

8月31日、土曜日、9月1日、日曜日、休会。

9月2日、月曜日、常任委員会。

9月3日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

9月4日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

9月5日、木曜日、休会。

9月6日、金曜日、本会議、決算審査特別委員会、会議録署名議員の指名、議案審議、委員会構成。

9月7日、土曜日、9月8日、日曜日、休会。

9月9日、月曜日から9月13日、金曜日まで、決算審査特別委員会、全体審査。

9月14日、土曜日、裏面をご覧ください、9月15日、日曜日、9月16日、月曜日、休会。

9月17日、火曜日、常任委員会。

9月18日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から9月18日までの20日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの20日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向

8月1日、宮城県町村議会議長会主催による議員講座が開催され、議員5名が出席しました。

8月2日、亶理名取地区市町議会連絡協議会主催による議員研修会が開催され、議員12名が出席しました。

8月9日、亶理地方町議会議長会主催による議員研修会が開催され、議員12名が出席しました。

8月22日、第21回新地町議会との交流会が開催され、議員12名が出席しました。

8月24日から25日、北海道伊達市創立150周年記念祭が伊達市で開催され、出席しました。

（総務民生常任委員会）

8月19日、委員会が開かれました。

（産建教育常任委員会）

8月8日、8月21日、委員会が開かれました。

（議会運営委員会）

議会運営委員会、8月22日、8月28日、委員会が開かれました。

(全員協議会)

8月20日、8月27日、協議会が開かれました。

2. 長送付議案等の受理

町長から議案等41件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 質問通告書の受理

議員7名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

裏面をご覧ください。

5. 説明員の出席要求

本定例会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めています。

6. その他特に報告すべき事項

町長から工事請負契約締結の報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

以上です。

議長(阿部 均君) これで議長諸報告を終わります。

議長(阿部 均君) 日程第3. 提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等41件を、山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長(齋藤俊夫君) それでは、説明要旨を朗読させていただきます。

本日、ここに令和元年第3回山元町議会定例会が開会され、平成30年度の各会計の決算認定を初めとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ことは、例年にない長雨が続き、梅雨明けが大幅に遅れるなど、初夏の天候に悩まされた年でありました。

このような中で開催した「第2回やまもとひまわり祭り」につきましては、天候不順によりヒマワリの生育と開花が遅れ、当初予定していた開催期間を1週間延長し、今月4日まで開催したところでありますが、開催期間の中頃から夏の日差しが顔を見せ、250万本のヒマワリが一斉に咲き誇り、8.3ヘクタールの広大な農地が黄金色一色となり、圧巻の光景が広がりました。

マスコミ等に取り上げられたこともあり、昨年を大きく上回る2万人を超える方々が訪れ、高台からの眺望や散策を楽しんだり、また、思い思いに写真におさめるなど、会場は無料で摘み取りいただいたヒマワリを手にしたたくさんの来場者の笑顔であふれました。

この光景は、インターネット、いわゆるSNSを通じ、ご来場いただいた方々からさらに多くの方々に情報の発信と拡散がなされ、「山元町」と検索すると、ひまわり祭りの情報やヒマワリの画像が相次いで掲載されており、また一つ、町の新たな顔が誕生したとこ

ろであります。

引き続き、このようなイベントを継続し、交流人口の拡大やにぎわいの創出に努め、交流人口100万人という大きな目標の達成に向け、鋭意取り組んでまいります。

また、町内各地では、ことしも恒例のお祭りやイベントが開催され、先月27日には「坂元神社夏祭り」、28日には「八重垣神社お天王さん祭り」、今月に入ってから24日の亘理山元商工会主催「すきですやまもと2019夏まつり」等が相次いで開催されるなど、各会場は多くの参加者の熱気とにぎわいで満ちあふれており、地域の自治会活動を一層自立的なものにし、コミュニティー再生と活発化を促すためにも、このような町民同士が顔を合わせる機会は、ぜひとも継続していただきたいと願っております。

次に、来月1日、総合防災訓練を実施いたしますが、今年度は浜通り行政区への大津波警報による避難指示に加え、丘通り行政区には土砂災害警戒情報の発表による警戒レベル4の避難勧告を発令する訓練を予定しております。また、職員においては、災害発生初期における対応の訓練のため、職員初動対応マニュアルに沿った訓練を昨年度に引き続き実施いたしますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

初めに、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」につきましては、ことし2月のオープン以降、町内外から多くのお客様にご来場いただいております、イチゴの出荷を終えた7月以降も山元の海でとれた海産物やお盆期間のお供え花を求めるお客様からご利用いただき、年間を通したにぎわいが創出されております。

この直売所に関しまして、敷地内に飲食施設の整備を計画し、これまで公募による民間事業者の立地を進めてきたものの、従業員確保に関する人手不足や施設整備を含む採算面など、飲食業界が取り巻く情勢は非常に厳しく、その実現には至りませんでした。

一方で、直売所を訪れる来場者や地域住民など、多方面から早期の整備を要望する声があることを踏まえ、町が建物を整備し、事業者が入居する方式へと方針転換し、一日も早い飲食施設の開業を目指すことといたしました。

具体的には、飲食施設検討委員会を設置し、施設の内容や運営のあり方等について、関係者や消費者の方々からご意見を頂戴し、施設を訪れる皆様に満足いただける飲食店となるよう検討を重ねてまいります。

また、施設の設計に検討委員の生の声を反映させることに加え、直売所の主力産品であるイチゴやホッキ貝の最盛期での開業や、来場者の安全を考慮した閑散期における工事の施工など、開業までのスケジュールを総合的に判断し、今議会において施設設計業務に係る補正予算案をご提案しておりますので、よろしくご可決賜りますようお願いいたします。

次に、パークゴルフ場整備の検討についてですが、これまでの事業可能性調査に加え、追加調査を行った結果についてご報告いたします。

整備後の利用者推移予測につきましては、他競技が衰退していく中、パークゴルフ人口は高齢者人口に応じて微増の状態が続き、その後、2040年ごろからは緩やかに減少していくと推測されております。整備後のリスクマネジメントにつきましては、設計時の配慮によりリスク回避できる事例が多く、初期費用を投資することが事後の整備費削減につながり、食事施設の設置も利用者確保に大きな影響があることがわかりました。利用料金に応じた付加サービスにつきましては、交通の利便性による料金格差はなく、駐車場の面

積につきましては、大会時のピーク人数を想定し、250台程度の確保が理想であり、コース面積等を加味しますと、これまでご説明してきた整備面積が適正であると判断しております。他施設の収支実態につきましては、指定管理者による支出費用低減の工夫や蓄積された経営ノウハウによって、一定程度の指定管理料の削減が見込めると推測されましたので、今後の整備方針等について独自に調査し、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県による県内の商圈・消費購買動向調査報告書についてですが、食料品や日用雑貨品等の最寄り品の購買率につきまして、平成27年調査時点では、町内での購買率がわずか27パーセントだったものが、平成30年調査時点では60パーセントまで大幅に増加しております。これは、新市街地におけるスーパーやドラッグストア等の立地の効果が大きくあらわれ、町の顔としての拠点性が向上しているものと受けとめておりますが、さらなる町の発展をリードする拠点形成の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、幼児教育・保育の無償化の関連についてですが、今年10月から消費税率10パーセントへの引き上げに合わせ、消費税増収分を財源とし、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的とし実施されます。また、消費に与える影響の緩和と地域における消費を下支えするため、令和元年度の住民税非課税者と子育て世帯向けプレミアム付商品券発行事業を実施します。商品券の販売期間は来月29日から来年2月28日までとしており、現在は実施に向け、本商品券を利用できる登録加盟店を募集するなど、商品券購入者の利便性向上や地域に密着した事業とすることで地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、県南唯一の震災遺構となる旧中浜小学校の震災遺構整備についてですが、被災した校舎の現状を可能な限り保存するため、過度な改修は行わず、被害が比較的小さい2階の旧音楽室等は映像の視聴による深い学びや、当時の暮らしに思いをはせるジオラマによる町並みを再現し、人々の記憶を後世に継承します。また、児童や教職員等90人が救助までの一夜を耐え忍んだ屋上小屋裏は、空間そのものを通じて、当時の様子を伝え、震災の記憶を風化させず、未来の災害から命を守るための防災教育施設として整備を進めてまいります。

次に、中学校再編の動きについてですが、準備委員会では、令和3年4月の新中学校開校に向け、協議を進めていただいておりますが、このたび校名案がまとまり、今月19日開催の教育委員会臨時会において、新中学校の校名を「山元町立山元中学校」とする決定がなされました。町に1つの中学校となることや、聞きなれた響きであること、山下村と坂元村が合併してできた歴史ある名前であることなどが理由として挙げられたということですが、どの年代にもなじみ、また愛着を持っていただける校名に決定されたものと考えております。

次に、山下駅前駐車場の利用状況についてですが、平成29年度の平均利用台数は約52台でしたが、昨年度の平均利用台数は約60台で、利用者は年々増加している状況であります。しかしながら、駐車台数にはまだ余裕がありますことから、さらなる利用者の増加を図るべく、ことし4月からプリペイドカードの料金及び使用回数について、5,000円で21回使用できるプリペイドカードを3,000円で30回使用できるプリペイドカードへと大幅な改正を行ったところであります。4月から先月末までの4カ月間の利用状況を昨年度の同時期と比較したところ、プリペイドカードの売り上げは約2倍に増加しました。さらには、このカードを利用した駐車台数も約2,000台強増加し、使用率は

約1.7倍、平均利用台数は約70台となりました。このことから、プリペイドカードの料金等を改正したことによる効果は十分に発揮されておりますが、今後年間を通し、この効果がどのようにあらわれるのかを注視してまいりたいと考えております。

次に、県道相馬亙理線改良工事についてですが、坂元川及び戸花川橋梁部、新浜地区に加え、高瀬川排水路橋梁部等工事が進められておりますが、福島県境から町道上平磯線にかけての約800メートル区間につきましては、来月下旬には供用開始し、また、先般、旧花釜生活センターから亙理町境までの現道区間につきましても、盛り土工事が契約締結され、順次現場着手していくと伺っております。

次に、企業誘致等の状況についてですが、新浜地区への進出が予定されている太平洋リーディング株式会社の誘致につきましては、地権者の方々との用地交渉が進み、一定数の同意を得ましたことから、先月から用地売買契約業務へ移行したところであります。

現在、同社の親会社であるプリマハム株式会社を交え、立地に向けた協議を重ねておりますが、一日も早い立地協定の締結と用地の引き渡しを目指し、鋭意取り組むとともに、施設の建設や早期の操業開始に向け、全力で支援してまいります。

次に、沿岸部の排水対策についてですが、農地整備事業の一環で進められてきた坂元地区の谷地排水機場改修工事が完了いたしました。今回の工事では、排水機場に接続する谷地排水路の断面を大きくし、流量をふやしたことに加え、新たに排水機場南側に調整池を増設したことで効率のよいポンプ運転が可能となり、排水能力が大きく向上いたしました。この改修工事により、付近の農地はもとより、坂元地区の新市街地周辺の排水問題も改善されるため、町民の方々の生活がより安全・安心なものになるものと考えておりますが、さらに今年度中には谷地排水機場に流れ込んだごみを自動でかき上げる除塵機も設置することとしており、より一層効率的なポンプ運転が期待できるものと考えております。

また、戸花川下流部の北側では、戸花川排水機場と戸花川排水路の新設工事が始まっており、その他の基幹排水路の整備も進行中であります。町全体のさらなる排水機能向上のため、一日も早い完成を目指し取り組んでまいります。

最後に、第6次山元町総合計画策定事業の進捗についてですが、今年度上半期までに審議会において最終答申をまとめていただく予定としておりましたが、これまでの審議会において多くのご意見を頂戴し、意見の集約には今しばらく時間を要すると考えております。引き続き、審議会等を初め、町民の皆様や議員各位から幅広くご意見をいただきながら計画案を取りまとめ、次の第4回議会定例会においてご提案したいと考えております。

以上、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

引き続き、我が町の復興・創生に向けてチーム山元一丸となり、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで同様、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係について申し上げます。

報告第9号平成30年度決算山元町健全化判断比率について、及び10号平成30年度決算山元町公営企業資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するもの、報告第11号及び12号の専決処分の報告については、山元東部地区非農用地造成そ

の4工事及び町道高瀬片平山線舗装補修工事について、施工内容や数量等に変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、平成30年度各会計の決算認定について申し上げます。

決算認定をお願いするに当たりましては、監査委員からの審査意見書並びに事業ごとの成果資料もあわせて提出しておりますのでご参照願います。

それでは、認定第1号平成30年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額約194億2,000万円、歳出総額は約172億5,000万円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支では21億7,000万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入では対前年度比92.6パーセント、歳出では93.8パーセントとなっております。

また、翌年度に繰り越しすべき財源は約14億3,000万円であり、これを差し引いた実質収支額は7億4,000万円余であります。この実質収支額のうち、法令に基づき2分の1以上に相当する額の4億円を財政調整基金へ積み立てしたものであります。

認定第2号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額約19億1,000万円、歳出総額は約18億6,000万円であり、差し引きでは5,000万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入で対前年度比90.2パーセント、歳出で92.6パーセントとなっております。

この決算剰余金のうち、法令に基づき2分の1以上に相当する額の2,600万円を財政調整基金へ積み立てしたものであります。

認定第3号平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入歳出とも総額約1億6,000万円であり、差し引きでは100万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入で対前年度比103.1パーセント、歳出で102.8パーセントとなっております。

この決算剰余金につきましては、翌年度に全額を繰越金として処理し、令和元年度本会計の補正予算（第1号）の歳出予算において、一般会計への繰出金として措置しております。

認定第4号平成30年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額約14億円、歳出総額は約13億2,000万円であり、差し引きでは8,000万円余の黒字決算となりました。

前年度と比較しますと、歳入で対前年度比105パーセント、歳出で102.2パーセントとなっております。

この決算剰余金のうち、法令に基づき2分の1以上に相当する額の4,500万円を介護保険事業基金へ積み立てしたものであります。

認定第5号平成30年度山元町水道事業会計決算認定について申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収益総額は約４億２，０００万円、これに対する費用総額は約３億８，０００万円で、差し引き４，０００万円余の純利益となりました。

資本的収支につきましては、支出総額約１億５，０００万円、これに対する収入総額は約３，０００万円で、差し引き財源不足額の１億２，０００万円余は、当年度分損益勘定留保資金等で補填したところであります。

認定第６号平成３０年度山元町下水道事業会計決算認定について申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収益総額は約６億３，０００万円、これに対する費用総額が約４億９，０００万円であり、差し引き１億４，０００万円余の純利益となりました。

資本的収支につきましては、支出総額約８億２，０００万円、これに対する収入総額は約５億８，０００万円で、差し引き財源不足額の２億４，０００万円余は、運転資金として借り入れた企業債及び過年度分損益勘定留保資金等で補填したところであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第４５号山元町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例並びに議案第４６号山元町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度を導入するに当たり、新たに条例を制定するもの、議案第４７号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、人事評価結果を活用した分限制度の構築に当たり、新たに降給の規定を追加することに関し、所要の改正を行うもの、議案第４８号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、人口減少等に伴う団員定数の見直し及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの、議案第４９号山元町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うもの、議案第５０号山元町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、障害者医療費助成に関する対象障害種別の拡大等に伴い、所要の改正を行うもの、議案第５１号山元町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例並びに議案第５２号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの、議案第５３号山元町水産業共同利用施設設置条例の一部を改正する条例については、現在建設中の共同利用漁具倉庫が１０月に完成することに伴い、所要の改正を行うもの、議案第５４号から第５８号までの使用料等に関する各種条例の一部を改正する条例については、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、税率引き上げ相当分等の改定を行うため、それぞれ所要の改正を行うもの、議案第５９号山元町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例については、山元町小・中学校再編方針に基づき、新中学校の校名を決定したことに伴い、所要の改正を行うもの、議案第６０号山元町過疎地域自立促進計画の変更については、計画の一部を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議会の議決を求めるもの、議案第６１号及び６２号については、山元東部地区非農用地造成その３工事及び東波除提工事について、施工内容の一部に変更が生じ、工事費が増額となることから、変

更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第63号及び64号については、頭無西牛橋線道路改良工事及び山下浅生原線道路改良工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第65号については、山元町埋蔵文化財収蔵庫建設工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第66号については、旧中浜小学校メモリアル広場整備工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第67号公の施設の指定管理者の指定については、山元町第二共同利用漁具倉庫の管理を行う指定管理者を指定するもの、議案第68号及び第69号については、町道の路線廃止及び認定について、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

初めに、各会計に計上しております人件費に関する補正予算についてですが、それぞれ当初予算編成後の人事異動等に係る人件費の調整額を措置しておりますので、人件費以外の主な項目について申し上げます。

それでは、議案第70号令和元年度山元町一般会計補正予算（第2号）案について申し上げます。

今回の一般会計補正予算について、歳入は地方交付税や決算に伴う繰越金、臨時財政対策債などの確定に伴う既定予算額との差額分を初め、国・県支出金の内示額等に起因するものや、決算に伴う各種特別会計からの繰入金、幼児教育・保育の無償化に係る交付金、犬塚遺跡発掘調査業務関係の和解解決金等を計上しております。

また、歳出は、農水産物直売所飲食施設設計経費といった公約に係るもののほか、幼児教育・保育の無償化に係る経費、災害対策のための各指定避難所へのWi-Fi整備、洪水ハザードマップ作成経費、和解に係る弁護士報酬経費や、復興交付金事業としては第24回復興交付金申請で内容の変更が認められた上平磯線道路整備事業に係る経費のほか、繰越事業費の確定に伴う復興交付金基金への積み戻しを計上しております。

以上、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国・県支出金や決算に伴う前年度繰越金を増額するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを減額措置した結果、今回の補正額は約1億7,000万円を増額し、総額118億2,000万円余とするものであります。

続きまして、議案第71号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案について申し上げます。

歳出予算については、前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金及び国、県に対する返還金を追加措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、一般会計繰入金の減額措置や決算に伴う前年度繰越金を増額措置し、最終的には財政調整基金の取り崩しの減額措置により財源調整した結果、今回の補正額は約200万円を減額し、総額18億2,000万円余とするものであります。

次に、議案第72号令和元年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について申し上げます。

歳出予算については、前年度事業の精算に伴う繰越金相当額を一般会計に対し繰出金として追加措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、決算に伴う前年度繰越金をもって充当した結果、

今回の補正額は約200万円を追加し、歳入歳出予算額の総額を1億6,000万円余とするものであります。

次に、議案第73号令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案について申し上げます。

歳出予算については、システム改修事業に係る経費や前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金及び国、県に対する返還金を追加措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、一般会計繰入金の増額措置や決算に伴う前年度繰越金を増額措置し、最終的には介護保険事業基金の取り崩しの減額措置により財源調整した結果、今回の補正額は約5,300万円を増額し、総額14億9,000万円余とするものであります。

次に、議案第74号令和元年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）案について申し上げます。

水道事業収益において、一般会計からの補助金のうち、高料金対策等に係る経費について、今年度の補助金が確定したことから、減額措置するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を約300万円減額し、総額4億4,000万円余に、収益的支出を約900万円減額し、総額3億8,000万円余に、資本的支出を約10万円減額し、総額2億1,000万円余とするものであります。

次に、議案第75号令和元年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）案について申し上げます。

下水道事業収益において、一般会計からの補助金のうち、高資本費対策等に係る経費について、今年度の補助額が確定したことから、増額措置するとともに、企業債の不適な借り入れに係る繰り上げ償還金及び補償金について、それぞれ資本的支出及び収益的支出において増額措置するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を約100万円増額し、6億1,000万円余に、収益的支出を約20万円減額し、4億9,000万円余に、資本的支出を約2,000万円増額し、総額6億3,000万円余とするものであります。

以上、令和元年第3回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜われますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、及び人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げました際には、ご可決を賜われますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）これで、提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時05分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第４．報告第１１号を議題とします。

本案について報告を求めます。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。それでは、報告第１１号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分しましたのでご報告するものでございます。詳細につきましては、お手元の配布資料№.１で説明しますので、ご用意願います。

山元東部地区非農用地造成その４工事請負契約の変更について専決処分いたしましたので、ご報告するものでございます。

以下、項目、そして内容に順に説明させていただきます。

まず、１、契約の目的及び２、契約の相手方は記載のとおりでございます。

３、契約金額でございますが、原契約額６，４３６万８，０００円に対しまして、変更額６，４７４万９，２４０円、増額が３８万１，２４０円、いずれも消費税を含む額でございます、割合にして０．５９パーセントの増となります。

４、工事の場所は記載のとおりでございます。

５、工事の概要、変更分でございますが、造成面積が２７１平米の増、のり面工が６７８平米の増、排水路工が２８メートルの増となります。

６、工期は記載のとおりとなります。

７、変更理由でございますが、次の図面をお開き願います。場所の詳細につきましては、右側図面、中浜小学校跡地の南側、県道相馬亘理線沿いにある施工地でございます。

１つの変更理由としましては、着工後、現地で詳細に測量した結果、造成面積を１万８，９７３平米から１万９，２４４平米に変更するものでございます。

２つ目としましては、のり面工、盛り土材の土質状況を加味し、のり面の侵食防止のため、のり面工を追加変更するものでございます。

３つ目、排水路工でございますが、図面左側の上のほう、旗上げしております、２８メートル、この部分につきまして造成工事に伴い隣接水路のつけかえが必要になったことから、２８メートルを追加変更するものでございます。

戻っていただきまして、最後に、８、議決の経緯でございますが、記載のとおりとなります。

以上で報告第１１号の説明とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第１１号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第５．報告第１２号を議題とします。

本案について報告を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。それでは、報告第１２号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決事項について、別紙のとおり専決処分したのでご報告いたします。

概要につきましては、第3回議会定例会配布資料No.2でご説明いたしますので、ご準備をお願いいたします。

本件は、町道高瀬片平山線舗装補修工事において、契約内容の一部に変更が生じたことから変更契約を締結したものでございます。

次に、主な項目と内容を説明させていただきます。

1の契約の目的、2の契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。ただし、契約の相手方の住所につきましては、契約当初と変更になっております。

3、契約金額でございますが、原契約が4,378万3,200円、消費税を含みます。変更契約額が4,587万1,920円、消費税を含みます。208万8,720円の増額となっております、割合でいきますと4.77パーセントの増となります。

工事の場所については記載のとおりでございます。

変更分の工事の概要についてでございますが、主に2点ございます。

1点目といたしまして、アスファルト舗装工の面積がA=6,170平米から6,313平米に変更となっております、143平米の増となっております。

2点目といたしまして、セメント安定処理配合試験が新規項目で増となっております。

工期につきましては記載のとおりで変更ございません。記載のとおりとなっております。

7番、変更理由でございますが、2点ございます。

現地精査に伴いアスファルト舗装面積を増としたもの、また、2点目として路盤再生工において、当初は過去の実績によりセメント配合量としておりましたが、現場に応じた配合とする必要があったことから、試験費を増としたものでございます。

2ページをご覧ください。

こちらに今回の工事の施工の位置図を示しております。

次に、3ページをご覧ください。

こちら今回の施工範囲の平面図を示しております。この赤の着色の範囲につきましては、アスファルト舗装及びセメント安定処理配合試験、あと区画線等を施工しております、アスファルトの舗装面積が143平米の増となっております。これは当初は標準断面による発注としておりましたが、業者契約後の測量による精査に伴うものでございます。

1ページ目にお戻りください。

議会の議決経緯でございますけれども、記載のとおりとなっております。

以上で報告第12号の説明とさせていただきます。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）報告第12号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第45号と日程第7．議案第46号の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第45号山元町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例及び議案第46号山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についてご説明申し上げます。

初めに、議案第45号山元町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例をご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料№3、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度を導入するに当たり、本条例を制定するものであります。

1の制定内容であります。地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第2号に規定される会計年度任用職員、こちらはフルタイム勤務の会計年度任用職員となりますが、この職員に係る給与に関し必要な事項を条例で定めるものであります。

2の条文の構成について、見出し、内容の順でご説明申し上げます。

まず、趣旨、第1条でございますが、条例制定の趣旨について定めるものであります。

給料、第2条は、第2号会計年度任用職員に支給される給料・手当について定めるものであります。

給料表、第3条は、第2号会計年度任用職員に適用される給料表、職務ごとの分類について定めるものであり、その内容は議案書の4ページ、最終ページに掲げます別表第1及び第2に規定したとおりであります。

職務の級及び号俸の基準、第4条は、第2号会計年度任用職員の職務の級及び号俸については、別に定める基準に基づき決定することを定めるものであります。

給料の支給方法、第5条は、給料の支給日、算定期間について定めるもので、その内容については、正規職員に係る給与条例の規定の例によることとしております。なお、これ以降、第7条から第18条に規定いたします各種手当や給料の減額及び勤務1時間当たりの給与額の算出方法につきましても、それぞれ正規職員に係る給与条例の規定の例によることとしておりますので、以下、この件についての説明は省略いたします。

概要書に戻ります。

給与からの控除、第6条は、給与を支給する際、控除するものについて定めるもの。

地域手当、第7条は、地域手当の支給額を定めるもの。

給与の減額、第8条は、正規の勤務時間に勤務しないときの給与の減額について定めるもの。

時間外勤務手当、第9条は、時間外勤務手当の支給額を定めるもの。

休日勤務手当、第10条は、休日勤務手当の支給額を定めるもの。

夜間勤務手当、第11条は、夜間勤務手当の支給額を定めるもの。

給与1時間当たりの給与額の算出、第12条は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を定めるもの。

宿日直手当、第13条は、宿日直手当の支給額を定めるもの。

期末手当、第14条から第16条は、期末手当の支給額、不支給、一時差しとめについて定めるもの。

通勤手当、第17条は、通勤手当の支給額を定めるもの。

特殊勤務手当、第18条は、特殊勤務手当の支給額を定めるものであります。

最後に、委任、第19条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

3の施行期日でありますが、令和2年4月1日とするものです。

続きまして、議案第46号山元町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についてご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料№4、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、議案第45号の提案理由と同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員制度を導入するに当たり、本条例を制定するものであります。

1の制定内容であります。地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定される第1号会計年度任用職員、こちらはパートタイム勤務の会計年度任用職員となりますが、この職員に係る報酬、期末手当及び費用弁償に関し、必要な事項を条例で定めるものであります。

2の条文構成について、見出し、内容の順でご説明申し上げます。

まず、趣旨、第1条でございますが、条例制定の趣旨について定めるものであります。

定義、第2条は、第1号会計年度任用職員の地方公務員法上の位置づけについて定めるものであります。

報酬、第3条は、支給される報酬の上限、種類、支給提出期限について定めるものでありまして、その上限額は議案書の4ページ、最終ページに掲げる別表第1に規定したとおりであります。

特殊勤務報酬、第4条は、特殊勤務報酬の支給額を定めるものであります。なお、本条のほか、第6条から第8条及び第12条に規定する報酬の支給等については、それぞれ正規職員に係る給与条例の規定の例によることとしておりますので、以下この件についての説明は省略いたします。

また、本条から第7条までの規定中、第2号のフルタイム勤務の会計年度任用職員にありましては、手当として支給するものを報酬として支給することにつきましては、地方自治法の改正によって、第2号会計年度任用職員に対し、常勤職員同様、手当を支給することとなりますが、第1号会計年度任用職員に対する支給規定が存在しないことから、手当相当を報酬として支給する規定を設けたものであります。

概要書に戻ります。

時間外勤務報酬、第5条は、時間外勤務報酬の支給額を定めるもの。

休日勤務割増報酬、第6条は、休日勤務割増報酬の支給額を定めるもの。

夜間勤務割増報酬、第7条は、夜間勤務割増報酬の支給額を定めるもの。

期末手当、第8条は、期末手当の支給額を定めるもの。

報酬の支給方法、第9条は、報酬の支給日、算定期間等について定めるもの。

勤務1時間当たりの報酬額の算出、第10条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法を定めるもの。

報酬の減額、第11条は、正規の勤務時間に勤務しないときの報酬の減額について定めるもの。

通勤に係る費用の弁償、第12条は、通勤に係る費用の弁償について定めるものであります。

出張に係る費用の弁償、第13条は、出張に係る費用の弁償について定めるもので、その内容は正規職員に係る旅費に関する条例の適用を受ける職員の旅費の例によることとしております。

最後に、委任、第14条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることと規定しております。

3の施行期日であります、令和2年4月1日とするものです。

以上、議案第45号及び第46号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、45号、46号、いずれも同じなんですが、この制度によりまして、現在を捉えてみた場合ですね、何名が対象になるのか、まずその辺を。45号対象何名ぐらい、まあ、来年度はね、いろいろ変わるにしても、今現在ですよ、今現在で何名がそれぞれ対象になるのかということ、第45号対象何名、第46号対象何名ということちょっとお尋ねします。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お答え申し上げます。

まず、第2号、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、現在の臨時職員のうち、その職に移行を予定しておる人数は20人になります。

また、第1号、パートタイムの会計年度任用職員、こちら40人を予定しておりまして、今のところ合計で60人ほど予定しているところであります。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。予定ではなくて、今現在、例えば170名近くいるわけでしょう、この対象、45号、46号の対象。その170名ぐらいのそっくりこれに適用した場合には、45号で何名、46号対象が何名かというお尋ねなんです。わかりますか、意味。ただ、来年度は20名と40名にしようという、それはわかります。今現在で捉えたらどうなるのかということ。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。新たに来年4月1日から会計年度任用職員という制度で任用するわけでございます。現行、町では172名ほどの臨時職員を任用しているわけでございますけれども、そこに任用する、移行する、今考えはですね、そのうちから専門的な業務等をやはりやっていただく方々を中心に、その職を選定しておるわけでございますけれども、先ほどご説明いたしましたように、そのうちから、今回の会計年度任用職員のほうへ移行を検討しておりますのが、フルタイム、第2号であれば20人、パートタイムであれば40人の移行を考えているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。私の質問はですね、現在のフルタイムと、それからパートタイム、分けた場合にどうなっているのかと。約171名だか2名だかという話になってるでしょう、それがどうなんですかと。20名と40名というのは、来年度そのように考えてるということでしょう、これはこれでわかります。その辺の数字はどうなっているんでしょう。

議長（阿部 均君）現在の方を振り分けた場合、どうなるのかということだと思います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。現在ですね、今172名の臨時職員おりますけれども、フルタイムで働いている方は50人、パートタイムは122人という数字でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、今現在172名、両方でね、いるわけですが、それを振りかえて45号適用が20名、46号適用が、いわゆるパートタイマーが40名にすると。60名になるということは、172名から差額の112名をどう持っていくのかという、これとはちょっと別ですが、包括に持っていこうという考え方だと思うんですが、今現在は一応172名で、そういう内訳だと、さっき言ったね。

ところで、この今現在の人件費とか経費、総費用は幾らなんですか。最終的に聞きたいのは、この新条例適用することによって、町が、この費用がね、多分にふえると思うんで

す。いろいろね、手当がふえる。ふえるのがいいとか悪いとか言っているんじゃないくて、実態を今聞きたいということでお尋ねしているんですが、今、これらの１７２名がどれぐらいの年間費用を支払っているのかと、かかっているのかということをお尋ねします。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お答えいたしますが、現在、この１７２名でかかる賃金等の人件費、総額で約３億円になります。これがですね、全て会計年度に移行いたしますと、４億５，１００万円ほどですので、全員移行した場合は、年間で１億５，１００万円ほどの、約、増額になってしまうというものでございます。この６０名の会計年度任用職員、今この想定は先ほどフルタイムで２０、パートタイムで４０人ですけれども、この人数だけで見ますと、現行の費用は１億と９００万、これが移行後で１億６，４００万で、この６０人であっても年間５，５００万円ほどの財政負担が生じるかなと、今想定しているところでございます。

１番（岩佐哲也君）はい、議長。私の確認したかったところはそこなんです、１億５，０００万ぐらいのものはふえると。これの財源は、例えば国とか何か、国の制度に基づいて移行するわけで、これは移行が悪いとかいうことはないんですが、それらの財源は全部、ふえた分は町で負担するのか、それとも国でそういうのを交付金なり補助金というのがあんのかね、その辺の裏づけの話をちょっと。来年以降、こう移行した場合のね、実質ふえた分についての何割、全額なら一番いいんですけど、どうなのかということをお尋ねします。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。結論から申しますと、まだ具体的な示しがありません。会計年度任用職員につきましては、これまでですね、国のほうからはこの移行に伴います経費の調査とか、あと給与、処遇に関する調査というものが行われてはおりますけれども、まだ市町村の準備が全て何か整っていない、私どものほうも今このような状態でございますので、今後この調査はまだ継続されるというように伺っておるところでございます。多分にこの国の調査で国のほうは財政措置のほうの内容をこれから決めていくものと思われまので、具体的内容についてはこれからお示しされるものと思っております。

１番（岩佐哲也君）はい、議長。金銭的な面というか、資金面、あるいは財源、その辺については今後ということで、いずれにしても制度変わることによって、町民のサービスの低下にならないようなことだけはひとつ努めていただければということで、質問は終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

９番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については、この内容そのものについては問題という受けとめはしないんですが、今の話の中でですね、また包括業務委託という表現が出てきたので、あえて確認するわけですが、我々に説明する際にですね、現在の１７０人が来年同様に１７０人を採用するということではなくてね、その辺、この前の全協の中でも確認しましたが、年々その部分は減らしてる。何のための、何のためって、通常業務に対しての臨時職員１７２名がね、全てそれに当たっているんだったらば、そのまま来年度も同じ規模、通常業務だから、移行するというのは考えられるわけなんです、多分にその中身についてはですね、復興関連のものもあるかと思うんです。復興関連のものについては、徐々にこう削減されていく。当然ですね、仕事なくすわけですから。その辺の説明が、全体が見えない中でのこの提案になっているんですよ。ですからいろいろ迷う、その数字だけを見るとね、相当な数になってしまっただけで、そして不安を我々受けて、そして、本当にそれでいいのかどうかとか、そして、さらにそれを補うものとして包括業務でね、その不足部

分は、ここで、今の説明の中では172名に対して、それで来年は60人で対応する、その残りを先ほどのやりとりの中でもね、出てきましたが、それを包括業務で対応するのかというふうに考えるとね、やっぱりこの条例を十分、との関連する話になるので、そうすると、この条例に対してどう対応していいのかというのが、ちょっと判断迷ってきちゃう、我々ね。いずれ委員会に委託されて、そこで詳細に審査するということになっているわけですが、その辺のまず、柱になる部分というかね、その前にですね、当然もう、時期がまだ早いんですけども、当然この来年度のね、組織機構改革といいますか、毎年行われているですね、来年はどういう体制で臨むのか、まあ派遣職員何からということね、という問題が出てくるんですが、それにかぶさってくる話になると思うんです、この辺はね、包括、今までの話にここからつながっていくとね、つながってそういうところにまで結びつけられると。その辺の考えはどうなんですか。170人が全く移行するという、来年も170人必要だという考えのもとにあるわけですか。今後の審査を進めていくに当たってね、やっぱりその辺も確認しておきたいところなんです、いかがでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今現在の172名が来年度も同じ数必要なのかどうかということになりますと、やはりそうではなく、今、町のほうでは事務事業のヒアリングを各課のほうと行っておりまして、必要な人数とかですね、そういうものを精査しながら、来年度の必要な数を考えていくところでございます。

あとまた、今回この会計年度任用職員を導入するきっかけというのは、やはりこれまで地方自治体のほうで臨時職員、あとは特別職のですね、その任用のあり方がちょっと不明確な部分があって、国のほうでは新たにこの今回、地方公務員法の改正等を行ってですね、任用の厳格化を進めるというものになったものでございます。そういたしますと、ただ単に事務補助をするというだけでの臨時職員というのは、これからは任用できなくなるということでございますので、今回、この会計年度任用職員のほうに勤務いただく方は、その専門性を持つての仕事をやっていただく方として、町として今後とも必要な仕事をやっていただく部分に関しては、このような会計年度任用職員の中で任用していきたいという考えで、今回この条例を制定しているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほど出てきた数字でね、3億が4億5,000万というね、説明してるんですが、その説明の根拠となる数字は172人というところから生まれてくるもんなんでしょう。そうするとね、3億が1億、これが説明ですが、3億って、そんな4億5,000万になるから大変だ、だから包括業務っていうふうなね、流れ、そういう流れでの説明であったかと思うんだけど、そうすると、もうこの今話からすると、もうその説明も崩れてしまうんです。172名でねくてね。そういう曖昧な形でね、提案されると、私たちもね、どこまで精細な審査ができるかというね、なかなか難しいんです。そういう、何かこの件に関して、まあ皆さんも国から言われてやんなくちゃならないということですね、この制度そのものは何回か確認してますけども、非常にこの同一労働同一賃金という形でね、それを政府が責任を持って補償するというような中身のものであってね、ですから、先ほど来出ている財源は当然国がね、補償すべきだという考えを持つわけですけど、まあそれ置いといてですね、そういう中身のもので、非常にいいことなんです、と思ってるんですが、ただ、これを審査して決定するときに、そういう曖昧な形でね、判断材料を示されると、なかなかつながらない。簡単に判断していいのかなという不安にも陥るというようなことから、今後これ、詳細にわたってね、審査するということになる

わけなんですけれども、我々が十分にこの判断できるように、しやすいようなね、そういった資料を、正確な状況を提起していただきたい、示していただきたいということを訴えて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第４５号及び議案第４６号は、山元町議会会議規則第３８条第１項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第４５号及び議案第４６号は総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第８．議案第６１号を議題とします。

本案について説明を求めます。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。それでは、議案第６１号平成３０年度 東基復工３号 山元東部地区非農用地造成その３工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので、提案するものでございます。

議案の概要につきましては、配布資料№１９でご説明しますのでご用意願います。

項目、そして内容の順に説明させていただきます。

１、契約の目的及び２、契約の相手方は記載のとおりでございます。

３、契約金額でございますが、原契約８，０８９万２，０００円に対しまして、変更額８，８５９万４，５６０円、総額が７７０万２，５６０円、いずれも消費税を含む額でございます、割合にして９．５２パーセントの増となります。

４、工事の場所ですが、記載のとおりでございます。

５、工事の概要でございますが、変更分でございますが、造成面積が７１６平米の増、敷地造成工が３，０２３立米の増、のり面工が９４８平米の増となります。

６、工期は記載のとおりでございます。

７、変更の理由でございますが、次の図面をお開きください。

場所の詳細はＪＲ坂元駅より東側、県道坂元停車場線沿いが施工箇所となります。

変更理由でございますが、現地で測量し、精査した結果、造成面積が１万６，５０６平米から１万７，２２２平米の増となります。あわせて敷地造成工が１万７，７３９立米から２万７６２立米の増となります。そして、のり面工が９４８平米の増となります。のり面工につきましては、盛り土材の土質を状況を考慮しまして、盛り土のり面の侵食防止のため、のり面保護工を追加したものでございます。

戻っていただきまして、８、議決の経緯でございますが、記載のとおりとなります。

以上で議案第61号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この間、こういった類いの工事請負契約の変更というのがたびたび出てくるんですが、この場合については非農用地の造成ということで、素人から見ても非常に単純な作業なのではないかと、工事内容がね。であるにもかかわらず、必ず出てくるのが現地詳細測量とか現地精査ね。そもそも当初の契約に当たってね、じゃあどのくらいのね、準備をして発注するののかという疑問もこう湧いてくるんですね。たびたび出てくるんですよ。先ほどの報告の中でもね。しかもこの場合には9.52パーセントという結構大きな数字の変更ということになっているんですよ。あと、これまでも、測量するのが事業者でね、そしてその事業者の言うがままの数字で対応、まあ表面的にこの流れから見ますと。という、どんなもんなのかなという、金をね、出す側からすればね、出す側からすればって、それをチェックする側からすると、この辺の対応というの、しかもたびたびこういうことが起きている。昔、私たち経験した変更契約というの、例えば水道工事でね、掘ってみたっけそこが水いっぱい出るところだから、表面からはちょっとね、なかなか最初判断すつときに難しい。しかし、実際掘ってみたっけ水が出て大変だということから、その部分に対しての増額の補正を、変更を認めてくれというのは何となく理解できたんですが、今回のような、今回って、これまでもあるんですが、この場合特にですね、誰が見ても単純な造成工事というふうな受けとめをするんですよ。したときに、こんなに大きなこの変化が生まれるというのは、当初のね、町で確認して出したんでしょからね、その辺の町での確認というのはどうだったのかと。どうしてもね、本当にそうなのっていう疑問がこう生まれてくるんで、その辺の経緯についてわかりやすく理解できるような説明がいただければ。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。まず、発注する段階でございます。まず、対象面積につきましては、登記簿上の面積及び図面等で計測いたしまして発注しております。結果、現場に実際に境界ぐいを落としまして、確認して、このような結果が出て、差異が出ているというふうな状況でございます。

あと、盛り土量に関しましてはですね、周辺地盤、周辺の道路とかまで盛るんだという注文の中で進めておりまして、実際、今回盛る場所、従前が農地でございまして、農地の表土をそのまま埋め戻しにして盛るというのは非常にもったいないということもございまして、その盛り土を一度剥ぎ取りまして、今、基幹工事の圃場整備事業に使うんだということで少し寄せまして、新たに盛り土を始めたということで、若干地盤高が下がったということがあります。全体面積が2万平米でございますから、10センチ下がったとしても2,000立米の増ということになりますので、そういった現地を確認して、よりよい方向ということで進めた結果、今回の増額となったものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、やっていく中でそういう問題が生じて、しかしながら、向こうのいい支障といいますか、完成度の高いレベルでの対応だということでしょうが、余りにも大き過ぎて、であるならばですね、その辺の誤差というのをどこまで見て、今の話ではその対象面積がね、登記簿上、登記簿上というのは一番正しいんでねえかと思うんだけど、というようなことで発注した。ところが、実際やってみたらこういうふうになっ

たということなのですが、その辺の誤差っていうのはどこまでの範囲で許されるのかですね、発注する側として。10パーセントふえているわけですから、逆にね。といいますと、そして、当然額も上がるわけですから、そうすると、簡単に当初のをね、認める際に、どういうこの状況、環境の中で我々はチェックしなくちゃならないのかということになるわけですね。そして、大体现地で実際にやるのは業者が測量して、実際にやってみるとこのぐらいあんだから、このぐらいふやしてけろという話になるわけですね、その辺を我々チェックする側としては、どの辺までがこのね、その範囲になるのかというのを、逆に当初、我々に提案する際にね、この件についてはこういうことも想定されるというようなことから、この件についてはこのぐらいの誤差の中でね、皆さんにこのチェックといいますか、認めていただきたいというような形で最初から提案されればね、その辺の変更契約についてはね、ああなるほど、そういうことがあったんだなという、ということで我々もそんなに混乱なく判断できるということになるんですが、その辺はどう考えればいいんでしょうか。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。発注当時は基本的な標準断面等で発注しておりますので、誤差の範囲がどのくらいかと言われると、なかなか答えづらいものがございます。結果としまして、業者の言い値でやっているというような、ちょっと言い方もちょっとございますが、私どものほうとしては、できるだけ現場立ち合いをしまして、詳細検査、現地の測量等で対応しながら、その変更数量に関しましては随時確認しまして、その上、変更協議を行っているということを理解いただければと思います。以上であります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした不正というものは頭にはないわけですが、しかし、そういうちゃんとやることをやった結果20パーセントとかね、30パーセントと、ということもあり得るわけですよ。ですから今確認しているわけですが、ただ、その辺については、多分あなた一人のね、今ここでの判断というのは、当然、それは難しい、困難だろうというふうなことも理解できますというようなことでね、これはね、この間ずっとこういって現地精査、現地調査というかね、結果どうこうって、きょうも何件か出てますね。これからも出てくるかと思うんですが、その辺の対応については少し整理してですね、我々に示していただきたいと思うわけですが、町長いかがでしょうか。まあ、今後、多分こういった事業というのは少なくなると思うんですが、しかしながら、通常の業務戻ってもやっぱりこういったものは考えられる、事業は考えられるわけなので、その辺の対応について、今ここで答えられる範囲でいいんですが、やっぱり町の対応としてね、どういったものが我々チェックする側からすればチェックしやすいようなですね、正確な形で提案していただくというようなことを考えたときに、今、これまでの取り組みにね、もろもろ一応振り返ってみて、そして変えられるものは変えると、なくちゃならないと私は思うわけですが、その辺の今後の対応について、町長のお考えをいただければ。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答え申し上げます。

工事につきましては、ご案内のとおり、本町のいわゆるその、だけのですね、限定された業務取り扱いということではなくて、今室長が申し上げましたように、例えばその標準断面という言葉が出てきておりますとおりですね、それぞれ土木工学的な一定の基準に照らし合わせて、それぞれの現場に応じてですね、標準的な形で対応をしているのが一般的だろうというふうに思いますので、もちろん限定された特殊なものであればですね、山元町としての一定のその対応のあり方というものが出てくるんだろうというふうに思います

けれども、県内、あるいは全国一律的な基準、考え方の中で対応するということであればですね、残念ながら現場ごとの一定の誤差といいますか、差異というものが出てくるのはやむを得ないことなのかなというふうには基本的には思うわけでございますが、ご指摘のようにできるだけ精度の高い形でそれぞれの現場対応ができるようにですね、これは日々努力をしていくことが肝要なのかなというふうには思うところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の町長の答えに若干ね、がっかりするようなところが、その辺の姿勢を聞いたわけですが、一般論。逆に聞きますと、これは、こういった誤差が出てくるつうのは、一般的なんですか、じゃあ。どこまでもそれは許されているというか、それは当たり前というふうな受けとめ方で、今、社会で一般論で出ましたからね、その辺ではプロの方の確認を求めます。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。標準断面という形で発注した場合においては、現地で差異が生じるということはまああるかと思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。その程度について確認してるんですよ。先ほどのね、だから 10 パーセントまでだったらいいとかね、20 パーセントぐらい。そして、30 パーセントならクレームもあり得ると。これ、どこの町でもね、そういったことでやっているというような、今町長のお答えでしたから、その辺のプロの世界ではどうなのかということの確認をしたかったわけです。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。私が県のですね、土木部、事業をいろんな面で束ねている、集約してるのは事業管理課というところがございますけれども、3 月まで旧まちづくり課長でございました阿部課長がですね、その部署から 2 年前に山元町に来られたわけでございますけれども、私が彼から聞いている話ではですね、県の事業含めて、全国的に今言ったような関係は一般的にあるというふうなことで理解しているところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、何回も、その程度の問題なんです。それがね、20 パーセント、これからも起こり得る、これまでもずっとあったんですから、起こり得るのかなという不安、心配から確認してる場所なんですけど、まあそういう認識だということで、きょうについてはこれで終わります。そういう認識をしているということでね。それがいいかどうかというのは。はい、わかりました。以上で終わります。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）なしでよろしいですよ。これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 61 号平成 30 年度 東基復工 3 号 山元東部地区非農用地造成その 3 工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9．議案第62号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。それでは、議案第62号平成30年度（債務） 漁機2号 東波除堤工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

議案の概要につきましては、お手元の配布資料№.20をご用意いたします。

まず、提案理由でございますけれども、東波除堤工事の請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

次に、内容でございます。

概要の表に基づき説明させていただきます。

1の契約の目的、2、契約の相手方につきましては、記載のとおりとなります。

3、契約金額でございますが、全て消費税を含みまして、原契約が10億9,745万2,800円、変更額が11億2,553万1,720円、2,807万8,920円の増、割合でいいますと2.6パーセントとなっております。

4番、工事の場所でございますが、山元町磯地先となっております。

5、変更分の工事概要でございますけれども、既設消波ブロック等の移設といたしまして、当初、全て直接移設とし、200個を計上しておりました。それが原契約になります。それを変更内容といたしまして、直接移設を42個に、船に仮置きしての移設を158個に変更いたします。この合計の200個は変わりございません。及び、港内しゅんせつ1,384立米を新たに増とするものであります。

6、工期については、記載のとおりで変更ありません。

7番、変更理由となります。こちら3点ございます。

まず、2ページ目の平面図をご覧ください。

まず、1点目といたしまして、工事作業船、これはクレーン船になりますけれども、これが港内に停泊することに伴いまして、漁船を移動していただく必要が生じました。その移設先におきましてですね、堆積土砂が確認されたため、しゅんせつを行うこととしたものであります。

2点目といたしまして、そのしゅんせつの実施範囲が図面の右中ほどにございます、しゅんせつ範囲と書きました赤着色部分になります。

次、2点目ですけれども、既設のブロックについてでございます。図面の左上寄りにですね、既設消波ブロック等移設方法変更範囲とありますけれども、この範囲にあります。ここに、現在、消波ブロック等が設置されておりますけれども、これはですね、再利用する計画としております。その際にですね、クレーン船で直接つりまして、同じ場所でブロックをスイングして移設先に移す計画と当初はしておりました。しかし、海中部の調査の結果、工事作業船が想定よりもこの場所に近づけないことが判明したため、一度つったブロックを船に仮置きした上で、船が動いて設置する必要が生じたため、移設方法を変更するものでございます。この1点目の直接の移設が200個から42個に減りまして、残りの158個はこの仮置きする方法で実施するというところでございます。

あと、この2点に伴いまして、作業期間がふえましたので、それに伴う安全監視船等の増がございます。

変更内容については以上になります。

1 ページ目にお戻りください。

8 の議会議決の経緯でございますけれども、平成 31 年第 1 回山元町議会定例会議案 28 で可決をいただいている案件でございます。

以上が議案 62 号の概要となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。この堆積土砂っていうのは、いつころの土砂なんでしょうか。というのは、震災前つかね、あるいは、この間ずっと、震災前、こういうのがずっとあって、そしてこの対策でようやく漁船がね、入れるというような、入れるような、まあそういった対策、対応をとってきたんですが、これが台風でなくて何だ、今回の震災によって生まれたものなのか、あるいは通常の流れの中で生まれたものなのか、あるいは、あるいはねえな、このぐらい土砂たまってたんだけど、通常の運航に、その漁船の運航には支障がなかったのか。今回の場合、多分大きなやつだから、多分、底が浅くてということでの対応なのかなというふうにも考えられるんですけども、その辺どうなんでしょうか。というのは、今後のね、対応、通常の流れの、今の環境の中で出てきた堆積土砂だということになると、今後生まれにくいような対策もね、やっぱ含めて考えていかなくてねえんかねえのかなということもあるんで、これはそのことの確認だけです。その土砂っていうの、いつのころのものになるんだか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご質問の件ですけれども、これは震災によって出てきたものではなくて、通常の波によってですね、部分的に堆積したものが出てきたものと認識しております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。漁船の通常の任務つか、仕事には、この程度は問題ないというふうな理解でいいのか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。はい、堆積場所を見ますと、通常の漁船の航路にはですね、特に影響を及ぼさない場所でございます。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。1 点、単純な質問で申しわけないんですが、これだけの工事をちょっとやるということ、何日かかるかわかりませんが、工期が全然延期にならないと、まあ延期にならない、延びないのは結構なんです、影響あるんじゃないかと思うんですが、この 1, 300 ぐらいのしゅんせつするのに 1 日か 2 日ぐらいでできるということなんでしょうか。工期大丈夫かという確認です。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。工期につきましてはですね、今の工期の中で特に大きな遅れはなく進捗しております、現在の工期の中で終了できる見込みでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。ここ、ブロックを外してしゅんせつして、そこにクレーンをやってから工事するというので、それ何時間ぐらいこのしゅんせつにかかるんですか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。一つ一つの工程に関しましてですね、もちろん時間はふえる部分はあるのかとは思いますが、全体の工期といたしまして、来年の 12 月まで設定されている中でございますので、その中で十分に終わるものと考えております。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第62号平成30年度（債務） 漁機2号 東波除堤工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第63号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。議案第63号令和元年度 社総交（復興）請3号 頭無西牛橋線道路改良工事の工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

概要につきましては、配布資料No.21でご説明いたしますので、ご準備願います。

まず、提案理由ですが、頭無西牛橋線道路改良工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものです。

主な項目と内容を説明させていただきます。

- 1、契約の目的については記載のとおりでございます。
 - 2、契約の方法は指名競争入札で、指名業者数は9者でした。
 - 3、契約金額ですけれども、8,266万3,200円で、消費税を含みます。落札率は83.64パーセントでした。
 - 4、契約の相手方は、有限会社安田工務店、町内の業者になります。なお、指名業者及び各者の入札金額については、裏面の入札執行調書に記載のとおりとなります。
- 表、概要書にお戻りください。
- 5、工事の場所は、山元町花釜地内となっております。
 - 6、工事の概要ですが、施工延長が410メートル、道路土工一式、擁壁工が小型擁壁、重力式擁壁、プレキャストL型擁壁となっております。プレキャストL型擁壁の延長が642メートルとなっております。カルバート工でプレキャストカルバート工L=17メートル、排水構造物土工一式、構造物撤去土工一式、舗装工といたしまして下層路盤工A=2,888平米となっております。
 - 7の工期ですが、契約日の翌日から令和2年3月25日となります。
- 2ページ目をご覧ください。
- 本工事の位置図でございます。
- 場所といたしましては、頭無西牛橋線、旧常磐線敷きの鷺足川排水路から町道山下花釜線の間の区間となります。

次に、3ページをご覧ください。

こちら、3ページから4ページにかけて、工事範囲の平面図及び標準横断図を示しております。

今回工事を実施する区間が赤着色の範囲でございまして、この範囲につきまして擁壁の設置、道路両側の擁壁の設置及び排水構造物の設置、下層路盤の設置を行うことが主な工事となります。

概要書にお戻りください。

以上で議案第63号の説明とさせていただきます。審議の上、よろしくご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第63号令和元年度 社総交（復興）請3号 頭無西牛橋線道路改良工事の工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11、議案第64号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。それでは、議案第64号令和元年度 社総交（防安）請1号 山下浅生原線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料No.22でご説明いたしますので、ご準備願います。

まず、提案理由ですが、山下浅生原線道路改良工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

主な項目と内容を説明させていただきます。

1、契約の目的は記載のとおりとなります。

2、契約の方法は指名競争入札で、指名業者数は9者でした。

3の契約金額は6,004万8,000円で消費税を含みます。落札率は85.96パーセントでございました。

4、契約の相手方は、野村建設株式会社、町内の業者でございます。なお、指名業者及び各者の入札金額につきましては、裏面の入札執行調書に記載のとおりとなります。

概要書に戻ります。

工事の場所は山元町山下地内でございます。

6、工事の概要ですが、施工延長が $L=210$ メートル、道路土工といたしまして盛り土工 $V=1,780$ 立米、路床改良工 983 平米、排水構造物工といたしまして、横断管渠工、U型側溝、集水ます、U型側溝 328 メートルを予定しております。舗装工といたしまして、車道舗装工 $A=1,684$ 平米、歩道舗装工として $A=404$ 平米、及び防護柵設置工として転落防止柵 $L=186$ メートルとなります。

7の工期ですが、契約日の翌日から令和2年3月31日までとなります。

2ページ目をご覧ください。

今回の工事の施工箇所の位置図を示しております。山下小・中学校の南側の道路で、計画区間の一番南側となります。

3ページ目をご覧ください。

こちらが今回の工事の平面図及び標準横断図になります。

こちら図面の赤着色の区間 $L=210$ メートルにつきまして、土工と排水構造物の設置及び舗装工を行うことが主な工事内容となります。

以上で議案第64号の説明とさせていただきます。審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第64号令和元年度 社総交（防安）請1号 山下浅生原線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12．議案第65号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第65号令和元年度 山元町埋蔵文化財収蔵庫建設工事の請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料No.23に基づきご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、山元町埋蔵文化財収蔵庫建設工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

契約の目的につきましては、記載のとおりでございます。

契約の方法は条件付一般競争入札で、参加業者については裏面に記載のとおりでございます。

契約金額は9,936万円で、落札率は99.51パーセント、契約の相手方は亘理町の株式会社阿部工務店でございます。

工事の場所については浅生原地内、工事の概要については、建築工事のほか、記載のとおりでございます。

最後に、工期についてですが、令和2年3月25日までとなります。

以上、議案第65号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。応札業者が1者ということなんですけれども、調査に来た業者は何者かあったんでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。この1者のみということでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。文化財ということであれなんですけれども、町内業者育成ということを考えたならば、そういうふうなことでの仕様書のつくりとかということは考えられなかったんでしょうか。条件。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。確かにその町内業者の視点ということで、それは非常に大事なポイントだと思ってございますが、今回は建築工事という工事のくくりの中で、一定のその工事の内容、品質管理、そういったところが必要だったものですから、今回は条件付の一般競争入札で手続を進めていただいたところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。一定のというところなんですけれども、文化財は非常に劣化が懸念されるわけなんです。それで、先ほど電気設備とかという部分もあったんですけれども、その際について、空調設備、あと湿度とかという部分で、非常に私はその辺が懸念されるんですけれども、その辺をきちっとしていただきたく、そういうことも含めて質問させていただきました。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第65号令和元年度 山元町埋蔵文化財収蔵庫建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13．議案第66号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第66号令和元年度 復興交付金事業 旧中浜小学校メモリアル広場整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料No.24に基づきご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、旧中浜小学校メモリアル広場整備工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

契約の目的につきましては、記載のとおりでございます。

契約の方法は指名競争入札で、参加業者については裏面に記載のとおりでございます。

契約金額は6,674万4,000円で、落札率は81.71パーセントでございました。

契約の相手方は野村建設株式会社でございます。

工事の場所については中浜地内、工事の概要につきましては、円路広場整備工ほか、記載のとおりでございます。

最後に、工期についてですが、令和2年2月28日までとなります。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第66号令和元年度 復興交付金事業 旧中浜小学校メモリアル広場整備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、9月3日午前10時開議であります。

ご苦労さまでございました。

午後0時20分 散 会
